

藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱

制定 昭和 49. 9. 27 告示第 60 号

改正 昭和 56. 4. 1 告示第 13 号 昭和 57. 4. 1 告示第 14 号

昭和 61. 6. 20 告示第 18 号 平成 2. 4. 1 告示第 90 号

平成 5. 10. 1 告示第 133 号 平成 7. 3. 31 告示第 278 号

平成 7. 7. 31 告示第 104 号 平成 8. 3. 28 告示第 298 号

平成 9. 3. 31 告示第 316 号 平成 10. 3. 9 告示第 275 号

平成 11. 3. 3 告示第 310 号 平成 12. 2. 7 告示第 290 号

平成 13. 3. 15 告示第 341 号 平成 14. 2. 21 告示第 305 号

平成 15. 3. 13 告示第 333 号 平成 16. 3. 18 告示第 344 号

平成 17. 2. 23 告示第 333 号 平成 18. 2. 17 告示第 346 号

平成 19. 2. 23 告示第 352 号 平成 20. 1. 18 告示第 306 号

平成 21. 1. 13 告示第 312 号 平成 23. 4. 1

平成 26. 11. 1 平成 28. 4. 1

平成 29. 11. 1 平成 30. 12. 1

令和 2. 12. 1 告示第 256 号 令和 4. 4. 1

令和 4. 10. 18 告示第 234 号

(目的)

第1条 この要綱は、勤労者の経済的負担を軽減することを目的として、自ら居住するため所有する住宅（以下「持家」という。）として取得する住宅の資金として勤労者が融資を受けた住宅資金の利子の一部を、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助するものとする。

（平成7告示278・一部改正）

（補助対象者等）

第2条 市長は、勤労者が持家として、この市の区域内において住宅を購入し、又は建築（増改築を含む。以下同じ。）するための資金（当該住宅の敷地購入資金を含む。）を神奈川県内の中央労働金庫（以下「労金」という。）から借り入れたときは、当該借入金（50万円以上のものに限る。）に係る利子の一部を補助するものとする。

- 2 前項の規定による敷地購入資金に係る利子の補助は、当該購入した日から3年以内に住宅を新築した場合に限るものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく利子の一部の補助はしない。

- (1) 勤労者が第6条の規定による申請を行う日においてこの市が徴収すべき市税を滞納しているとき。
- (2) 勤労者が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者と該当すると認められるとき。
(昭和56告示13・昭和57告示14・平成7告示278・平成7告示104・平成15告示333・一部改正)
(補助金額等)

第3条 住宅資金の利子の補助は、別表の借入額の欄に対応する同表の1月当たりの補助額の欄に掲げる額により行うものとする。

2 各会計年度において交付する補助金の額は、前項の規定による1月当たりの補助額に、当該会計年度の始まりの日の属する年の1月から12月までの期間（以下「計算期間」という。）において利子を支払った月数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、労金に支払った利子補助の対象となる借入額に係る計算期間における利子の総額が同項の規定により算出した当該会計年度において交付すべき補助金の額以下であるときは、当該利子の総額に相当する額から1,000円を控除した額を当該会計年度において交付する補助金の額とする。

(昭和61告示18・平成2告示90・平成5告示133・平成7告示104・平成8告示298・平成9告示316・平成10告示275・平成11告示310・平成12告示290・一部改正・平成13告示341)

(補助対象期間)

第4条 補助の対象となる利子の支払期間（以下「補助対象期間」という。）は、当該利子の支払いを開始した月から起算して4年を経過した月までとする。ただし、敷地購入資金に係る補助の補助対象期間は、住宅を新築した日の属する月から4年を経過した月までとする。

(平成2告示90・平成7告示278・平成7告示104・一部改正)

(供給の制限)

第5条 借入金に係る利子が、この要綱の規定による利子の補助及び藤沢市住宅・店舗等リフォーム融資利子補給要綱の規定による利子補給のいずれの対象にもなるときは、この要綱の規定に基づく利子の補助の対象としないものとし、当該利子補給の対象となった期間は、前条に規定する補助対象期間から除くものとする。

(補助の申請)

第6条 補助を受けようとする者は、市長が別に定める日までに勤労者住宅資金利子補助申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請

するものとする。ただし、当該書類のうちその申請の内容を勘案して市長が提出を要しないと認めた書類については、この限りではない。

- (1) 持家に係る登記簿謄本全部事項証明書（建物に係るものに限る。）
- (2) この市の区域内において購入し、又は建築した住宅に居住することを証する書類（住民票の写し）
- (3) 他に自己所有名義の所有住宅がない旨の申立書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（平成7告示278・平成7告示104・一部改正・令和4告示234）

（補助の決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助の申請があったときは、速やかに審査を行い、その適否を決定し、勤労者住宅資金利子補助決定通知書（第2号様式）により通知する。

（平成5告示133・平成7告示278・一部改正）

（補助金の交付手続等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。（平成5告示133・平成7告示104・一部改正）

（状況調査等）

第9条 市長は、必要と認めたときは、補助金の交付後において、持家の使用状況を調査することができる。

（平成5告示133・平成7告示104・一部改正）

（補助決定取消等）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助の決定を取り消した上、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 借入金を融資目的以外に使用したとき。
- (2) 補助申請に際し不正な行為があったとき。
- (3) 住宅建築が不可能となったとき。

（平成7告示278・平成7告示104・一部改正）

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和49年4月1日以降金融機関と融資契約を締結した者から適用する。
- 2 平成19年度以降の年度に交付する補助金の1月当たりの補助額は、別表に規定する1月当たりの補助額に100分の50を乗じて得た額以内

とする。

(平成 7 年告示第 278 号・平成 8 年告示第 298 号・平成 9 年告示第 316 号・平成 10 年告示第 275 号・平成 11 年告示第 310 号・平成 12 年告示第 290 号・平成 13 年告示第 341 号・平成 14 年告示第 305 号・平成 15 年告示第 333 号・平成 16 年告示第 344 号・平成 17 年告示第 333 号・平成 18 年告示第 346 号・平成 19 年告示第 352 号・平成 20 年告示第 306 号・平成 21 年告示第 312 号一部改正・令和 2 年告示第 256 号・令和 4 年告示第 234 号)

付 則（昭和 56 年告示第 13 号）

この要綱は、告示の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日以降融資機関と融資契約を締結した者から適用する。

付 則（昭和 57 年告示第 14 号）

この要綱は、告示の日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日以降融資機関と融資契約を締結した者から適用する。

付 則（昭和 61 年告示第 18 号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱第 2 条及び第 4 条ただし書の規定は、昭和 61 年 4 月 1 日以後に住宅敷地購入資金の借入契約を締結したものについて適用する。

付 則（平成 2 年告示第 90 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱の規定は、平成 2 年 4 月 1 日以後に住宅資金借入契約を締結したものに係る利子の補助について適用し、同日前に住宅資金の借入契約を締結したものに係る利子の補助については、なお従前の例による。

付 則（平成 5 年告示第 133 号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱第 3 条の規定は、平成 5 年 4 月 1 日以後に住宅資金の借入契約を締結した者から適用する。

付 則（平成 7 年告示第 278 号）

この告示は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 7 年告示第 104 号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成 8 年告示第 298 号）

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年告示第 316 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年告示第 275 号）

この告示は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年告示第 310 号）

1 この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に金融機関と住宅資金の融資に関する契約を締結した者から適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年告示第 290 号）

1 この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に金融機関と住宅資金の融資に関する契約を締結した者から適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年告示第 341 号）

1 この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に金融機関と住宅資金の融資に関する契約を締結した者から適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年告示第 305 号）

1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に金融機関と住宅資金の融資に関する契約を締結した者から適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年告示第 333 号）

1 この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の附則第 2 項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日以後に金融機関と住宅資金の融資に関する契約を締結した者から適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年告示第 344 号）

1 この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の附則第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県内の中央労働金庫と住宅資金の融資に関する契約を締結した者に係る補助について適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年告示第 333 号）

- 1 この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県内の中央労働金庫と住宅資金の融資に関する契約を締結した者に係る補助について適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年告示第 346 号）

- 1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県内の中央労働金庫と住宅資金の融資に関する契約を締結した者に係る補助について適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年告示第 352 号）

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県内の中央労働金庫と住宅資金の融資に関する契約を締結した者に係る補助について適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年告示第 306 号）

- 1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 2 項の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県内の中央労働金庫と住宅資金の融資に関する契約を締結した者に係る補助について適用し、同日前に当該契約を締結した者に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年告示第 312 号）

- 1 この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度に交付する補助金の額の算出については、この告示による改正後の藤沢市勤労者住宅資金利子補助要綱第 3 条第 2 項中「1 月」とあるのは「4 月」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 市長は、平成 27 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行し、同年 1 月 1 日以降に支払った利子について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に住宅リフォーム助成金制度要綱に基づく助成金の交付を受けている勤労者については、改正前の第2条第3項第3号の規定は、なお効力を有する。

附 則（令和2年告示第256号）

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年告示第234号）

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

別表(第3条関係) (昭和57告示14・平成2告示90・平成5告示133・一部改正)

借入額	1月当たりの 補助額	借入額	1月当たりの 補助額
50万円～	1, 100円～	370万円～	8, 500円～
60	1, 300	380	8, 700
70	1, 600	390	8, 900
80	1, 800	400	9, 200
90	2, 000	410	9, 400
100	2, 300	420	9, 600
110	2, 500	430	9, 900
120	2, 700	440	10, 100
130	2, 900	450	10, 300
140	3, 200	460	10, 500
150	3, 400	470	10, 800
160	3, 600	480	11, 000
170	3, 900	490	11, 200
180	4, 100	500	11, 500
190	4, 300	510	11, 700
200	4, 600	520	11, 900
210	4, 800	530	12, 200
220	5, 000	540	12, 400
230	5, 200	550	12, 600
240	5, 500	560	12, 900
250	5, 700	570	13, 100
260	5, 900	580	13, 300
270	6, 200	590	13, 500
280	6, 400	600	13, 800
290	6, 600		
300	6, 900		
310	7, 100		
320	7, 300		
330	7, 600		
340	7, 800		
350	8, 000		
360	8, 200		